



産業保健師の活動Q&A

監修：大久保 利晃、飯島 美世子 発行：バイオコミュニケーションズ 定価：1,650円(税込)

本書は、産業保健師の業務を単に解説するのではなく、33のQ&Aと事例満載で紹介することで、実践事例を通じて、その特質や専門性が示されている。

産業現場での保健師は、健康課題の変遷とともにその活動は多岐にわたり、社会ニーズの高まりとともに存在価値が認められる一方で、産業医や衛生管理者のように労働安全衛生法に選任が義務づけられておらず、産業保健師の資格はまだ公認されていない。

そのため、所属する組織や団体によって求められる役割が異なり、その認識の違いから産業現場へ入職したものの、何からどう始めればよいのか、戸惑いを隠

せない新人や転職者も多い。この戸惑いに対して本書では、所属機関での活動を紹介するだけでなく、自らの経験をもとにどう乗り越えたのか、そしてこれからどうあるべきか、先輩保健師からの心温まるメッセージがあふれている。

日常業務において、産業保健師ならではの特質を業務の種類ではなく、そのアプローチや対応姿勢や技法と考え、現場で活躍する精鋭22人の思いが詰まったこの実践集は、これから産業保健師を目指す人だけでなく、すべての産業保健師やその関係者に対しても、あらためて活躍の場が幅広く、その活動が奥深いことを知っていただく一冊となるであろう。

たかさき まさこ
高崎 正子

(キオクシア株式会社 四日市工場 シニアエキスパート・保健師)

情報スクランブル Scramble

厚生労働省から 建設アスベスト給付金制度の創設について

建設現場でアスベスト(石綿)を吸入することにより、肺がんや中皮腫等になった元作業員や遺族らのうち、国に損害賠償訴訟を提訴していない者を対象とする給付金制度の創設を柱とする「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(以下、「法」という。)が、令和3年6月9日に成立し、同月16日に公布された(施行日は一部の規定を除き、法の公布から1年以内の政令で定める日)。

同法は、令和3年5月17日に最高裁判決において国と建材メーカーの賠償責任が認められたこと、また、同判決を受け国と原告側が締結した「基本合意書」において、5月17日時点で未提訴の被害者に対する補償制度を設けることが盛り込まれたことを踏まえ制定されたもので、健康被害の程度に応じて1人当たり最大で1,300万円の給付金を支給するものである。申請は各地

の労働基準監督署等で受けつけ、厚生労働省が被害の内容を審査・認定し、労働者健康安全機構に設置する「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を通じて支給する。

なお、厚生労働省では法案の成立に先立ち、6月8日より「労災保険相談ダイヤル」*で、建設アスベストに関する電話相談の受付を開始している。

※建設アスベストに関する電話相談窓口

「労災保険相談ダイヤル」

電話：0570-006031 (労災保険一般の相談も可)

受付時間：月～金 8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始はお休み)

※詳細については以下のURLより

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html

「産業保健21」106号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただけますようお願いいたします。

右記のいずれかの方法でご回答いただけますようお願いいたします。

※ このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。

ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyoku/tabid/1983/frmid/199/Default.aspx>



問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課